

豊 情 個 審 答 申 第 7 6 号
令和 6 年(2024 年)1 0 月 3 0 日

豊中市教育長 岩元 義継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩野 隆史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定の取消請求
に係る取扱いについて（答申）

令和 5 年（2023 年）9 月 2 5 日付け豊教総第 8 8 4 号により諮問を受けた豊
中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定の取消請求に係る取扱いにつ
いて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「出退勤記録」に関する行政文書の部分開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和5年7月18日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「豊中市立第11中学校と第16中学校の府費負担職員の令和5年度5月・6月の出退勤記録（氏名等は除く）。」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、同年8月1日、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を以下のとおり特定し、処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件開示請求に該当する行政文書としては、「出退勤記録（2023年5月・6月分）（豊中市立第十一中学校、第十六中学校の府費負担教職員）」と特定し、「出勤時刻、退勤時刻及び休暇の種類については、個人に関する情報であって、職務遂行情報ではないため、開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年9月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年9月25日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 本件処分に関して、実施機関は出勤簿の不開示部分の理由を「出勤時刻、退勤時刻及び休暇の種類については、個人に関する情報であって、職務遂行情報ではないため」としている。休暇の種類は個人のプライバシーにかかる個人情報であることに問題はないが、出勤時刻と退勤時刻は職員が定められた就業時間に就業していたかというまさに職務遂行情報そのもの

のであり、また職務を遂行したからこそ残される記録である。大阪府教育庁では開示請求による個人の出勤・退勤時刻は全て公開されていることを踏まえれば、実施機関が教職員の出勤・退勤時間を不開示とする理由と根拠が不明である。

- 2 実施機関は、教職員の出勤・退勤時間に関する情報は、職場に到着した時間及び職場から離脱した時間を示すものであり、「職場への到着（離脱）＝職務開始（終了）」ではないことを理由にして、教職員の出勤・退勤時間に関する情報は、職務遂行情報には該当しないとしている。

しかし、一般には出勤時間・退勤時間が職務に当たっていた時間と理解される。出張や有休取得等の場合を除き、通常定時には職場に到着しておかなければならないし、定時を過ぎなければ職場を離脱してはならないのは当然のことである。出勤・退勤時間の開示は職員が定められた時間に適切に職務についていることを一般に証明するものであり、職務遂行情報そのものである。職務開始や終了の打刻情報など存在しない以上、出退勤データがそれを証明するものである。

- 3 実施機関は、「毎日、自分が出退勤カードをカードリーダーに通した時間が、自分の氏名と共に全て市民に公開される（場合によっては、インターネット上で公開される）ことを意識しながら出退勤カードをカードリーダーに通さなければならなくなる」と主張しているが、意識しながらカードリーダーに通すことで公にも個人にも何の害があるのか定かでない。万一著しく不適切な働き方があった場合は、ネットでの公開も含め糾弾される可能性は否定しないが、自身が定められた時間に適切に職務についていることを公開されて困ることは何なのか不明である。
- 4 審査請求人は、開示請求した出退勤記録は「氏名は出さなくて良い」とも実施機関に伝えている。出勤している府費負担職員らが定時を含んだ時間帯に適切に出勤していると判断できるものであれば良いのであって、出勤・退勤時間を開示し、氏名を不開示にするなどの対応もできるはずである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件文書には、出勤時刻、退勤時刻及び休暇の種類という個人に関する情報が含まれており、職務遂行情報ではないため、これらの情報については、条例第7条第1号に該当するため不開示とし、これらを除く部分については条例第8条第1項に基づき開示する旨決定したものである。
- 2 本件文書に記載された出勤・退勤時間に関する情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（条例第7条第1号本文）である。

確かに、ある情報が個人情報に該当したとしても、「当該個人が公務員等である場合は、当

該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分」は、開示対象となる（条例第7条第1号ただし書ウ）。

- 3 職務遂行情報とは、公務員等がその分掌する職務を遂行したことにより記録された情報というところ、教職員の出勤・退勤時間に関する情報は、職場に到着した時間及び職場から離脱した時間を示すものであり、「職場への到着（離脱）＝職務開始（終了）」ではない以上、あくまで職場への到着及び職場からの離脱により記録された情報に過ぎず、職務を遂行したことにより記録された情報には当たらない。

職員が職場に到着した時間及び職場から離脱した時間が職務遂行情報に該当して全て開示の対象となることになると、職員は、毎日、自分が出退勤カードをカードリーダーに通した時間が、自分の氏名と共に全て市民に公開される（場合によっては、インターネット上で公開される）ことを意識しながら出退勤カードをカードリーダーに通さなければならなくなる。

- 4 教職員の出勤・退勤時間に関する情報は、教職員の出退勤の管理を行う者にとってはその職務の遂行に係る情報に当たるかもしれないが、個々の教職員にとって自分の出勤・退勤時間に関する情報は、決して職務遂行情報ではない。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、職員の人事・労務管理を行うために、職員番号、氏名、出勤時刻・退勤時刻、休暇の種類、取得時間、早出時間、残業時間、遅刻・早退等の特定の個人を識別することができる情報が記載された行政文書である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号本文では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。ただし、同号では例外規定として「ただし、次に掲げる情報を除く。」とただし書ア、イ及びウを置き、不開示情報に該当する個人情報であっても例外的に開示される場合を規定している。

条例第7条第1号ただし書アでは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが必要であると認められる情報」を、条例第7条第1号ただし書イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、条例第7条第1号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を、それぞれ例外的に開示対象となることを規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第1号該当性の判断

(1) 本件開示請求は、いずれも特定の中学校に勤務する府費負担職員の特定の期間を指定し、当該職員に係る行政文書である出勤簿の開示を求めている。本件行政文書には、特定の個人が識別できる情報が記載されており、当該職員に関連するすべての情報が「個人に関する情報」となるから、いずれも条例第7条第1号本文に該当することになる。そのため、原則として不開示情報となる個人情報に該当するが、条例第7条第1号に規定する各ただし書に該当する場合は、不開示情報であっても例外的に開示対象となるため、以下に検討する。

(2) 条例第7条第1号ただし書該当性について

① 条例第7条第1号ただし書アの該当性

本件行政文書のうち不開示としている情報は、職員の人事・労務管理に関する休暇の種類や取得時間、遅刻・早退、出勤時刻・退勤時刻等であり、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めることはできず、同号ただし書アには該当しない。

② 条例第7条第1号ただし書イの該当性

本件行政文書の内容は上記1のとおりであるから、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

③ 条例第7条第1号ただし書ウの該当性

同号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報の例外として規定している。「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行したことにより記録された情報であり、市の諸活動を説明する責務を全うするために、不開示情報から除かれたものである。ゆえに、それ以外の職員の人事・労務管理上保有する出勤・退勤時刻、休暇の種類、勤務体系に関する情報等は、職員の個人情報として保護される必要があり、原則として本規定は適用されない。

本件行政文書に関して不開示とされた、出勤時刻・退勤時刻、休暇の種類、取得日数、取得時間、早出時間、残業時間、深夜時間帯の勤務時間、休日出勤時間、遅刻・早退時

間については、職員個人の私事に関する情報が、職員の人事・労務管理上保有の必要性から保有されているものであり、これらの情報は当該職員の職務に関する情報であっても当該職員の職務遂行に係るものということとはできない。

以上より、本件行政文書の不開示部分は、同号ただし書ウには該当しない。

(3) その他の審査請求人の主張について

- ① 審査請求人は、出勤時刻・退勤時刻が条例第7条第1号ただし書ウに該当する旨の主張以外に、開示請求した出退勤記録については、出勤している府費負担職員らが定時を含んだ時間帯に適切に出勤していると判断できるものであれば良いのであって、出勤・退勤時間を開示し、氏名を不開示にするなどの対応もできるはずであると主張している。

しかしながら、行政文書の開示については、条例第7条に基づき、不開示情報が記載されている場合を除き、開示しなければならないのであるから、不開示情報に該当しない公務員の氏名については明らかにしたうえで、出退勤時刻等の開示請求情報に関する開示不開示の判断を行う必要があつて、審査請求人の主張は認められない。

- ② 審査請求人は、大阪府教育庁が個人の出勤・退勤時刻に関する情報について開示を行っていること等を自らの請求を理由づける根拠として主張するが、仮に審査請求人の主張のとおり大阪府教育庁が出勤・退勤時刻を開示していたとしても、行政文書の開示に係る根拠条例及び解釈等は本件処分とは異なるものであり、これらの審査請求人の主張が本件の判断に影響を及ぼすものではないことは明らかである。

4 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年（2024年）10月30日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子